

# 受水施設工事に係る事務手続きについて

令和2年2月4日  
埼玉県企業局水道管理課

受水施設の工事を実施する場合には、埼玉県水道用水供給事業給水規程第5条に基づき、受水施設工事計画承認申請書の提出が必要となります。その際には、以下の点に留意して、事務手続きをしてください。

## 1. 受水施設の範囲

受水施設は、埼玉県水道用水供給事業給水規程第3条に規定された以下のもので、県制水弁室（公道上）から出た管の接合部から受水団体の配水（給水）ポンプ手前までです。

- (1) 受水管（空気弁、制水弁を含む）
  - (2) 配水池（流入管、流出管及び排水管を含む）
  - (3) その他受水設備（流量調節弁、消毒設備、無停電電源装置、小水力発電設備）
  - (4) 受水設備に附置する計装機器（テレメータ装置、流量計、圧力計、水位計、残塩計）
- ※無停電電源装置は、負荷の中に県テレメータがあるものが対象です。

## 2. 事務手続きの流れ

### (1) 工事内容についての打合せ

受水施設工事計画の変更を求めることがありますので、計画変更が可能な段階で内容説明をお願いします。なお、複雑な工事ではない場合は、電話打合せのみとします。また、新規受水の場合は、事前に受水地点の追加申請を済ませてください。

### (2) 申請書の提出（電子ファイル）

着工の1ヶ月前までを目安に提出してください。なお、請負業者が未定でも結構です。また、給水開始前に洗浄用水として給水が必要な場合は、別途申請をお願いします。

### (3) 申請書の審査・承認（受水施設工事計画承認通知書の発行（電子ファイル））

受水施設の構造等に関する基準をもとに審査し、1～2週間程度要します。

### (4) 施工

受水弁操作等の段取りを埼玉県の浄水場と調整の上、施工してください。

### (5) 完成届の提出（電子ファイル）

完成後、速やかに提出して下さい。

### (6) 完成検査（受水施設工事完成検査結果通知の発行（電子ファイル））

書類検査または現地検査を実施します。現地検査の際は、立会いをお願いします。

### 3 提出書類

#### (1) 申請時：受水施設工事計画承認申請書（様式3号）

- ・ 施工期間は、工事計画承認の日から完成届提出までに必要な期間としてください。
- ・ 流量計の測定範囲は検出器の能力ではなく、県テレメータに信号を上げる範囲としてください。流量計の測定範囲変更等により県の設備の改造が必要な場合、水道事業者がその費用負担、施工を行うこととなります。

#### <添付書類>

- ① 案内図：浄水場の周辺地図
  - ② 平面図：受水施設の配置が分かる浄水場全体の図面
  - ③ 詳細図：工事対象の施設・設備の図面
    - ア 受水管の配管図（管材ごとの長さ及び延長調書も含む）
    - イ 配水池の平面断面図（流入管、流出管及び排水管の配管状況も含む）
    - ウ 流量計室内の配置図（流量計と圧力計の配置状況）
    - エ 消毒設備の配置図（注入フローシート、注入配管図も含む）
    - オ その他主要設備の詳細図（必要に応じて添付）
  - ④ 仕様書：使用する機器の仕様書と外形図  
なお、φ350mm以下の流量計を使用する場合は、必ず経済産業省からの流量計承認通知書（型式承認）の写しを添付してください。
  - ⑤ 系統図：計装機器の電気系統図、計装フローシート（県水テレメータまでの計装信号の取合いがわかるもの）
  - ⑥ 工程表：県水を停止する場合は、停止予定日と時間を記入してください。県のバルブ操作が必要な場合は、その旨を明記してください。
- ※ 案内図と平面図は、工事対象を朱書きとしてください。（完成届も同様）

#### (2) 完成時：受水施設工事完成届（様式5号）

#### <添付書類>

- ① 竣工図：案内図、平面図、詳細図、仕様書、系統図（詳細は申請時参照）
- ② 写真：施設設備ごとに施工前中後の状況が分かる写真（特に流量計の銘板と前後の直管長、受水流入管のHWL、その他現地検査では見えない箇所は必ず添付）
- ③ 成績証：試験所及びメーカーが発行する機器の検査成績証、現地試験成績書

#### (3) 変更時：受水施設工事計画承認申請書（様式3号）

申請時の書類を準用し、変更箇所を明記してください。

工事内容が変わらず、工期のみを変更する場合は電話連絡してください。（申請書不要）

### 4. 提出方法

申請書及び完成届は、原則、公印省略とし電子ファイルでの提出をお願いします。ファイル形式は「PDF」でお願いします。図面等のデータ容量が大きく、メール送信できない場合は、ファイル送受信システムをご案内しますので、当課まで連絡ください。

メールの場合、件名に受水団体名を、本文に担当者名と電話番号を記入してください。

### 5. 様式等の取得方法

当課のホームページよりダウンロードしてください。

[埼玉県総合トップ](#) > [県政情報・統計](#) > [県概要](#) > [組織案内](#) > [企業局](#) > [水道管理課](#)

### 6. 提出先（お問合せ先）

埼玉県企業局 水道管理課 施設管理担当

電話：048-830-7077

メール：[a7070-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a7070-02@pref.saitama.lg.jp)